

熊谷市スポーツボランティアバンク設置要項

1 趣旨

この要項は、「実践」「応援」「協力」を合言葉とする熊谷市スポーツ熱中都市宣言の理念の下、生涯にわたるスポーツ活動推進の担い手として、スポーツボランティアの活動を支援するため、熊谷市スポーツボランティアバンク（以下「スポーツボランティアバンク」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

2 事業

スポーツボランティアバンクは以下の事業を行う。

- (1) スポーツボランティアの登録に関すること。
- (2) スポーツボランティアの情報提供に関すること。
- (3) その他スポーツボランティアバンク制度の趣旨の達成に必要な事項に関すること。

- ### 3 登録者
- 登録者は、15歳以上（中学生を除く）の者で、熊谷市内に在住、在学、在勤の者及び市内に本拠地を置く団体の構成員とする。

4 登録方法

登録を希望する者及び団体は、登録申込書、様式第1号（個人用）、様式第2号（団体用）に必要な事項を記入し、事務局に提出する。

5 登録内容の変更、登録の取消し

登録内容の変更、登録の取消しを希望する場合は、事務局へ届出をする。

6 登録者の任務

登録者は以下を任務とする。

- (1) 登録者は、依頼者（スポーツイベントの主催者等）の要請を受け、その協力にあたる。
- (2) 登録者は、依頼者と十分な打合せを行い、健康管理や事故防止に留意する。
- (3) 登録者は、ボランティアとしての立場を十分理解し、思いやりの精神をもって活動に従事する。

7 依頼者

依頼者は、以下のとおりとする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動を行おうとする市内で活動する団体及び市民で組織する団体とする。
- (2) 熊谷市又は熊谷市教育委員会が後援するスポーツイベント等の主催者（熊谷市又は熊谷市教育委員会の主催イベントを含む）とする。
- (3) 上記に該当する団体であっても、営利目的の事業、又は特定の政治団体や宗教団体の利害に関わる事業については、本制度を利用できない。

8 依頼方法

依頼者は、以下の手続を必要とする。

- (1) 依頼者は、依頼書（様式第3号）に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (2) 事務局は、依頼内容が適切であるか否かを判断し、登録者にスポーツボランティア情報を提供する。
- (3) 登録者は、スポーツボランティア情報を確認し、依頼者に協力する旨を申し出る。
- (4) 依頼者は、申出のあった登録者に連絡して具体的な内容等を伝え、必要に応じて打合せや手続を行う。
- (5) 依頼者は、事業終了後速やかに報告書（様式第4号）を事務局に提出する。

9 依頼者の責務

- (1) 登録者の協力に係る経費は、依頼者が負担する。
- (2) 依頼者は、登録者に生じた不測の事態に対し責任を持つものとし、必要と認められた場合、傷害保険等に参加する。

10 事務局

スポーツボランティアバンクの事務局を熊谷市総合政策部スポーツタウン推進課に置く。

11 その他

この要項に定めるもののほか、スポーツボランティアバンク制度の運用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。